

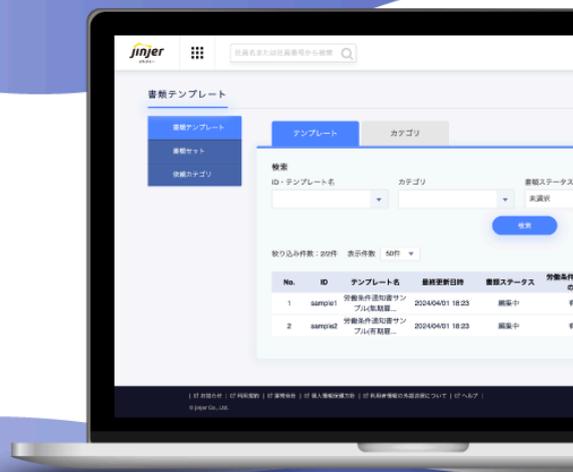
【労働条件明示ルールの変更に伴うサポート機能】  
労働条件通知書の新テンプレートが2024年4月から利用可能へ

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」の提供をしているjinjer株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：桑内 孝志）は、「ジンジャー人事労務 雇用契約オプション」にて、2024年4月から施行される「労働条件明示ルールの変更」に伴い、新ルールに対応した労働条件通知書のテンプレートの提供を開始したことをお知らせします。



【労働条件明示ルールの変更に伴うサポート機能】  
労働条件通知書の新テンプレートが  
2024年4月から利用可能へ

— 2024年4月10日(水)リリース —



### ■法改正の概要

2024年4月1日に施行される「労働基準法施行規則改正」に含まれている「労働条件明示ルールの変更」は、企業の雇用形態の多様化が進んだことをきっかけに、使用者と労働者の間で、雇用締結後に発生するトラブルを防ぐことを目的とした施策の1つです。

今回の「労働条件明示ルールの変更」により、雇用締結時に発行する「労働条件通知書」へ、新たに下記4つの明示事項を追加することが義務付けられました。

#### <全雇用者に対する明示事項>

- ・就業場所／業務の変更の範囲

#### <有期契約労働者に対する明示事項>

- ・更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容
- ・無期転換申込機会
- ・無期転換後の労働条件

### ■新ルールに対応した労働条件通知書のテンプレート例

- ▼無期雇用労働者に対する労働条件通知書の新テンプレート(赤字箇所が新明示項目)

{{依頼日(yyyy/mm/dd)}}

## 労働条件通知書

{{企業情報\_会社名}}(以下、甲という)と、{{基本情報(会社)\_職場氏名(氏)}}{{基本情報(会社)\_職場氏名(名)}}(以下、乙という)とは、下記雇用条件により合意した為、労働契約を締結する。

1) 契約期間	期間の定めなし	
2) 雇用形態	{{基本情報(会社)_雇用区分}}(試用期間は、3ヶ月とする。)	
3) 就業の場所	<b>{{主務_勤務地}}</b> 変更範囲: 会社が定める事業所	
4) 職種	{{主務_職種}}	
5) 従事すべき業務の内容	<b>{{主務_職務}}</b> 変更範囲: 会社内での全ての業務	
6) 配属先	{{主務_所属グループ}}	
7) 役職	{{主務_役職}}	
8) 始業・終業の時刻	始業時刻9時00分 終業時刻18時00分 (1日の所定労働時間 8時間 週所定労働時間 40時間とする。)	
9) 休憩時間	12時00分～13時00分(60分)	
10) 所定外労働の有無	1) 所定外労働の有無 : 有	2) 休日労働の有無: 有
11) 休日	毎週日曜日(法定休日)、毎週土曜日(法定外休日)、国民の祝日	
12) 休暇	1) 年次有給休暇: 入社日より6ヵ月後に法定どおりの日数を付与する。 2) その他の休暇: 夏季休暇、年末年始休暇、特別休暇、生理休暇、産前産後休暇、子の看護及び介護休暇 ※ 詳細は、乙の適用される就業規則による。	
13) 賃金制度	月給制とする。	



## ■「ジンジャー人事労務」とは

ジンジャー人事労務は、労務関連の各種手続きや年調収集、雇用契約などをペーパーレス化し、社内のあらゆる人事情報を一元管理する人事管理サービスです。人事情報が集約されたデータベースを使って、人員配置や育成計画、モチベーション管理ができ、組織の生産性向上に貢献します。また、ほかのジンジャーシリーズと組み合わせることで、勤怠や給与計算サービスとも人事情報の一元管理が可能です。

▶「ジンジャー人事労務」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com/jinji/>

## ■クラウド型人事労務サービス「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

各システムにまたがった人事情報は、「ジンジャー」が持つ「Core HR データベース」にすべて集約されるため、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務を効率化・自動化することが可能です。

▶「ジンジャー」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com>

## ■会社概要

会社名 : jinjer株式会社  
所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿  
代表者 : 代表取締役社長 桑内 孝志  
URL : <https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】  
jinjer株式会社 PR事務局 (E-mail: [pr@jinjer.co.jp](mailto:pr@jinjer.co.jp))